令和2年度経済産業省中小企業庁委託「CSR(企業の社会的責任)と人権セミナー」及び「えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー」に係る当日配布資料の印刷に関する見積競争(仕様書)

1 件名

令和2年度経済産業省中小企業庁委託「CSR(企業の社会的責任)と人権セミナー」 及び「えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー」に係る当日配布資料の印刷

- 2 各セミナー開催日
 - (1) CSR(企業の社会的責任) と人権セミナー 広島会場 令和3年 2月19日(金)
 - (2) えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー

ア 福井会場 令和2年12月16日(水)

イ 甲府会場 令和3年 1月22日(金)

ウ 佐賀会場 令和3年 2月 2日(火)

- 3 仕様等
 - (1) 共通事項

用紙:普通紙/44.5kg

判型: A 4 判

原稿: Word、PPT、PDF、反射原稿等を支給するため、版下データを作成すること。なお、原稿は会場ごとに異なる。

- (2)制作物体裁等
 - ア CSR(企業の社会的責任)と人権セミナー
 - (ア) プログラム: 4 C / 両面 / 6 4 ページ / 中綴じ ※版下作成時 / ンブル及びインデックスタブを入れること。
 - (イ) アンケート用紙:墨/片面/1ページ
 - (ウ) 質問用紙:墨/片面/1ページ
 - イ えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー
 - (ア) プログラム: 墨/両面/8ページ/中綴じ ※版下作成時ノンブルを入れること
 - (イ) アンケート用紙:墨/片面/1ページ
 - (ウ) えせ同和行為対応の手引き:墨/両面/16ページ/中綴じ
 - (エ) ビデオチラシ:墨/片面/1ページ
- (3) 部数及び納期

ア CSR(企業の社会的責任) と人権セミナー 広島会場

部数 120部

入稿日 令和3年 1月28日(木)

納 期 令和3年 2月16日(火)

イ えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー

(ア) 福井会場

部数90部

入稿日 令和2年11月25日(水)

納 期 令和2年12月11日(金)

(イ) 甲府会場

部数70部

入稿日 令和3年 1月 4日(月)

納 期 令和3年 1月19日(火)

(ウ) 佐賀会場

部数 70部

入稿日 令和3年 1月12日(火)

納 期 令和3年 1月27日(水)

4 納品場所

公益財団法人人権教育啓発推進センター

東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

5 応募概要

(1) 提出書類

ア 見積書

イ 工程表

(2) 書類提出期限

令和2年11月25日(水)午前10時まで

6 その他

- (1) 各社から提出された見積価格及び提出書類を比較検討し決定する。
- (2) 応募に当たっての提出書類は返却しない。
- (3) 本見積競争参加に要する経費は、応募者の負担とする。
- (4) 受注者は、会場ごとの見積書を提出すること。
- (5) 本件企画を実施するに当たって知り得た情報については、本件企画以外の業務に使用しないこととし、他の第三者に対して一切漏洩しないこと。
- (6) 本件で制作した全ての印刷物の著作権については、全て経済産業省中小企業庁に帰属するものとし、権利上の問題が生じないようにすること。
- (7) 本仕様書に記載のない事項については、当センターと受注者の間で協議する。
- (8) 本事業の実施に当たっては、当センターによる確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。
- (9) 受注者決定後に、仕様に変更があった場合は、受注者との協議のうえ、発注金額を

変更する。その際は再度、見積書を提出すること。

- (10) 令和元年度に作成した当日配布資料は貸出可。(先着順)
- (11) 請求書は各会場の業務完遂後、すみやかに発行すること。
- (12) 印刷にあたっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年 法律第100号)第6条第1項の規定に基づき、定められた「環境物品等の調達の推進 に関する基本方針」(令和2年2月7日)による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基 準を満たすこと。
- ※ただし、印刷用紙については受注後、当該基準を満たす製品を入手することが困難な場合には、当センターの了解を得た場合に限り、代替品の使用を認める。
- (13) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は当センターの承諾を得るものとする。
- (14) 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、当センターが本件に係るセミナー等の開催中 止を決定したときは、本件業務の一部または全部を解除し、反対給付を行わない。こ の中止判断があったときは、入稿の前日までに受注者に伝えるものとする。

7 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の当センター職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

(1) 検査職員: 総務部長 山本 由理子

(2) 監督職員: 事務局長 上杉 憲章

8 問合せ先・提出先

公益財団法人人権教育啓発推進センター 事業部第1係 月花・南治

〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4F

TEL 03-5777-1802 (代表) / FAX 03-5777-1803

Eメール gekka@jinken.or.jp / nanji@jinken.or.jp

URL http://www.jinken.or.jp/

Twitter 公式アカウント @Jinken_Center (https://twitter.com/Jinken_Center)

YouTube 人権チャンネル https://www.youtube.com/jinkenchannel

人権ライブラリー http://www.jinken-library.jp/